

雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数と区域

37名

番号	町	区域の詳細	人数
1	大東町	大東、新庄、田中、清田、金成	2
2		飯田、養賀、山田、畠鶴、大東下分	2
3		遠所、幡屋、前原、仁和寺	2
4		西阿用、大ヶ谷、下佐世、上佐世	2
5		川井、東阿用、岡村、下阿用	1
6		山王寺、薦沢、須賀、北村、中湯石、南村、小河内、刈畠	2
7		上久野、下久野、塩田、篠淵	2
8	加茂町	立原、近松、大西、南加茂	1
9		東谷、猪尾、岩倉、畠	1
10		砂子原、新宮、加茂中	1
11		三代、神原、下神原、宇治	1
12		大竹、延野、大崎、	1
13	木次町	山方、里方、下熊谷、木次、新市	2
14		東日登、寺領、宇谷	2
15		西日登、上熊谷、湯村、平田	2
16	三刀屋町	古城、三刀屋、下熊谷、高窪、伊萱、給下	3
17		乙加宮、殿河内、根波別所、里坊、坂本（坂本森谷を除く）	2
18		多久和、上熊谷、栗谷、神代、須所、六重、中野、坂本（坂本森谷）	2
19	吉田町	吉田、民谷	2
20		曾木、上山、深野、川手	1
21	掛合町	掛合、多根、松笠	2
22		波多、入間、穴見	1

2 任用期間 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分 雲南市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

　　担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などに伴う現地調査、農地に関する指導・監視等

5 報酬 月額 16,200円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

　　農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者は除く。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- (3) 他法令で兼職禁止の規定がある者
- (4) 雲南市の職員（地方公務員法適用者）

7 推薦及び応募

規定の様式に必要事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により、各総合センター自治振興課(市民サポート課)又は雲南市農業委員会事務局まで提出してください。

(1) 推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合（様式第1号）

法人又は団体が推薦する場合（様式第2号）

応募する場合（様式第3号）

(2) 提出様式の設置

雲南市各総合センター窓口、農業委員会事務局、雲南市ホームページ

(3) 添付書類

被推薦者又は応募者の本籍の記載がある住民票（発行後3月以内のもの）

8 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

（郵送の場合は令和8年3月31日午後5時15分までに必着）

開庁時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分まで

（祝日は除きます）

書類の受付期間は延長する場合があります。延長するときは雲南市ホームページ等により周知します。

9 選定方法

提出された書類をもとに選考委員会により選定します。結果については、雲南市ホームページ等により公表し、結果に係る通知文書の発送は行いません。

10 その他

受付期間の中間及び期間終了後に雲南市ホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

(1) 推薦又は応募する区域

(2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別

(3) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件

(4) 被推薦者及び応募者については、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(5) 推薦者の推薦理由、応募者の応募理由

(6) 推薦者が被推薦者を雲南市農業委員会の委員にも推薦しているか否かの別、応募者が雲南市農業委員会の委員にも応募しているか否かの別

11 問い合わせ先

〒699-1392

雲南市木次町里方521-1

雲南市農業委員会事務局

電話 0854-40-1092